

監査第 42 号

平成21年8月11日

四日市市長 田中俊行様

四日市市監査委員	伊藤晃
同	松岡光代
同	竹野兼主
同	藤原まゆみ

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成20年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成20年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（平成19年法律第94号）の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月27日から平成21年8月11日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成20年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを照合・検証するため、一般会計・特別会計・公営企業会計の決算書、財政状況調査表（決算統計）、一部事務組合・広域連合の決算の速報値、公社・第三セクターの財務諸表及び関係書類等の計数突合等の照合方法により実施した。また、財政状況を把握するため、関係職員から説明を聴取して行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

健全化判断比率	平成19年度	平成20年度	早期健全化基準
1 実質赤字比率	(*1)		11.25
2 連結実質赤字比率			16.25
3 実質公債費比率	18.7	18.6	25.00
4 将来負担比率	(*2) 186.1	158.4	350.00

(*1) 「 」は実質赤字及び連結実質赤字がなかったことを示す。

(*2) 平成19年度の将来負担比率の算定において、将来負担額から控除できる地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額の算出の一部に誤りがあったため、将来負担比率については訂正した数値である。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

$$\text{(算定式) 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模等の額}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
公共用地取得事業特別会計

平成20年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額の純計決算額が黒字であったため、比率を算定する必要がなかった。また、早期健全化基準の11.25%を下回り、良好な状態であると認められる。

連結実質赤字比率について

$$\text{(算定式) 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模等の額}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
公共用地取得事業特別会計
競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済事業特別会計
老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計
食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計

平成20年度の連結実質赤字比率は、一般会計等、公営事業会計(6会計)、公営企業会計(3会計)、地方公営企業法非適用の公営事業会計(2会計)において、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。早期健全化基準の16.25%を下回り、良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率について

$$\text{(算定式) 実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} (*3) \quad (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{(3か年平均) 標準財政規模等の額} \quad \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
公共用地取得事業特別会計
競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済事業特別会計
老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計
食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計
一部事務組合（2会計）

(* 3) 「準元利償還金」

- ・一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認めるもの
- ・一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子

平成20年度の実質公債費比率は、一般会計等の地方債現在高とともに、公営企業会計（3会計）、地方公営企業法非適用の公営事業会計（2会計）、一部事務組合（2会計）の準元利償還金も含めて、直近3か年の平均で算定されており、その結果は18.6%で昨年度の18.7%と比較して0.1ポイント下がっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

将来負担比率について

$$\text{(算定式) 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}(*4) \text{ (充て可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模等の額} \text{ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
公共用地取得事業特別会計
競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済事業特別会計
老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計
一部事務組合（２会計） 広域連合（１会計）
公社・第三セクター（１会計）

（＊４）「将来負担額」

- ・一般会計等の平成２０年度末における地方債の現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・一般会計等以外の会計の地方債等の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための負担見込額
- ・退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ・地方公共団体が設立した一定の法人の債務の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・連結実質赤字額
- ・一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

平成２０年度の将来負担比率は、上記算定式に基づき算定を行なった結果、
１５８．４％となり、昨年度の１８６．１％と比較して２７．７ポイント下が
っており、早期健全化基準の３５０．０％と比較すると、これを下回り、良好
な状態にあると認められる。

（３）所 見

財政健全化比率は、各比率とも早期健全化基準の基準内にあるが、特に実質
公債費比率、将来負担比率については、この健全化基準比率とは別に、本市と
して独自の目標比率を設定して予算編成への活用など計画的に財政運営の健全
化を図りたい。

また、今後、同格都市との各比率の算定項目の内容を比較して、本市の目標
比率を達成するため、どのような取り組みが課題となるのか検討されたい。

実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っているものの、依然として１８．
０％以上であるため、国の地方債許可基準により、地方債を発行する際には許
可を受ける団体となっている。

地方債の発行にあたっては、将来の負担と行政ニーズを比較し、その水準を
下げることなく、地方債残高の削減を図るとともに、公営企業の準元利償還金
等の削減にも努力されたい。特に公的資金補償金免除繰上償還の制度を利用す
るなど企業債残高の削減に努めるとともに、支払利息の軽減にも努力されたい。

今回の健全化判断比率算定の結果については、本市の財政状況を市民に十分理解していただけるよう分かりやすい内容での公表に努められたい。

また、今後の数年は、分母となる財政規模の縮小が見込まれ、健全化判断比率の悪化の可能性も考えられる。適切なる取り組みと市民への明解な説明で不必要な不安を与えないよう努められたい。